

担い手通信

2025
vol. 4

技能実習廃止 年内に分野別ルール

育成就労27年4月から

政府は26日、外国人技能実習制度に代わる新たな外国人材受け入れ制度「育成就労」を2027年4月1日に始めることを正式に決めました。これに伴い、1993年に創設された技能実習制度は廃止されます。政府は今後、受け入れ上限人数など、分野ごとの個別のルールを定めた「分野別運用方針」を年内にまとめる方針です。

同日、育成就労制度の創設を盛り込んだ改正入管難民法などの政令を閣議決定しました。

育成就労では、農業は「耕種農業全般」と「畜産農業全般」の2業種に分かれます。技能実習にはない稲作や肉用牛を含む、農業の全分野で外国人が3年間、働けるようになります。

育成就労制度の主なポイント

	育成就労制度	技能実習制度
目的	人材確保・育成	国際貢献
対象職種	・耕種農業全般 ・畜産農業全般	耕種：施設園芸、畑作・野菜、果樹 畜産：養豚、養鶏、酪農
期間	3年	最長5年
転籍	やむを得ない事情で	
	可	可
	外国人本人の希望で	
	同じ業種に限り可	不可
転籍制限期間	農業は1年の方針	—
派遣形態	農業・漁業は可	不可

育成就労では、職場を変える「転籍」がしやすくなります。外国人本人が希望すれば、同じ業種内に限り転籍できます。人権侵害など、やむを得ない事情でしか認めない技能実習から大きく変わります。

転籍するには、同じ職場で一定期間働く必要があります。転籍を制限する期間は最終的に1年を目指しますが、当分は分野ごとに1年から2年の間で設定できます。分野別運用方針で定められますが、農業は1年となる見通しです。

育成就労では、技能実習で認めていない派遣形態での就労を認めます。仕事のない時期の一時帰国も認めます。

対象となる分野は分野別運用方針で決めますが、季節ごとの仕事量のばらつきが大きい農業はいずれも対象となる見通しです。

外国人の日本語教育も重視します。就労開始時点で、日本語能力試験で一番下の「N5」（基本的な日本語をある程度理解できるレベル）の合格か、講習の受講が必要です。一定の技能を持つ外国人が取得できる在留資格「特定技能1号」に移るには、一つ上の「N4」の合格が求められます。

(日本農業新聞 2025年9月27日)